

昭和 38 年 4 月 1 日  
条例第 1 号改正沿革

## 帯 広 市 防 災 会 議 条 例

改正の沿革 昭和 39 年条例第 42 号、昭和 43 年条例第 21 号、昭和 45 年条例第 26 号、昭和 47 年条例第 8 号、昭和 55 年条例第 29 号、平成 7 年条例第 31 号、平成 12 年条例第 5 号、平成 17 年条例第 39 号、平成 25 年条例第 6 号、平成 28 年条例第 13 号

### （目 的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、帯広市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### （所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 帯広市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4） 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 2 項の規定により帯広市水防計画を審議すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

### （会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - （1） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - （2） 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - （3） 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - （4） 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - （5） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - （6） 教育長
  - （7） とかち広域消防事務組合の消防職員のうちから市長が任命する者及び消防団長
  - （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - （9） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が満了したときは解任されるものとする。

（幹 事）

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について会長、委員及び専門委員を補佐する。

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。